平成２３年（フ）第２６０号
金沢市稚日野町南446番地　ベルトピア金沢アルシェ311号室、住民票上の住所石川県石川郡野々市町本町２丁目４番19号
債務者　岩田　義治
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１５８１号
名古屋市守山区百合が丘1004番地　レグルス吉根102号
債務者　星野　　愛（旧姓吉鶴）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６２号
奈良県天理市櫟本町684番地
債務者　穂積シゲ子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２６４号
奈良県天理市富堂町297番地５
債務者　穂積　和年
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３２３号
奈良市南京終町630番地の５
債務者　辻本　一枝
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２４号
和歌山県新宮市野田八の四　一号棟２の２、住民票上の住所三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1156番地20
債務者　丸石　郡行
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第７３８号
広島市佐伯区利松１丁目22番19号
債務者　竹村　　薫
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７５号
広島市西区己斐東２丁目15番１号
債務者　杉野　君恵
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８２号
広島県東広島市黒瀬町国近1550番地１
債務者　吉國　万範（旧姓細馬）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３４号
広島市西区観音新町１丁目30番２―211号
債務者　さかなやこと　林　　和幸
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８１８号
広島市安佐南区川内１丁目28番８―202号
債務者　小野一二三（旧姓北田）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３号
山口県下関市関西町６番20号　第３祥光マンション102号、前住所山口県下関市貴船町３丁目６番１―408号
債務者　棟近　成子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目67番８―106号
債務者　森　　和明
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目27番17号　東谷山Ｎビル201号
債務者　岡野　友寿
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町2851番地
債務者　濵﨑将一郎
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
鹿児島県鹿児島市上之園町23番地８
債務者　寺原　孝則
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
鹿児島県鹿児島市南郡元町18番10号　萩原ビル401号
債務者　望月ゆかり
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係